

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費の事前申請

セルフチェックリスト

- 記載漏れが多いものなど、主な内容をまとめましたので、ご活用ください。

<注意>

- ・対象者は、要支援1・2または要介護1～5の認定を受けている宇都宮市の被保険者となります。
- ・原則、一生涯に20万円を限度として、本人の負担割合に応じてその9割、8割または7割を支給します。
- ・事前申請の確認につきましては、受付後約10日～14日程度必要となります。ただし、がんや臓器不全の末期の状態であって、心身の状況が急激に悪化する方など、急を要する方は、事前にご相談ください。
- ・介護保険施設や病院に入所・入院している方（一時帰宅含む）は支給の対象になりません。ただし、退所・退院日が決まっている方は利用できますので、工事着工前にケアマネジャー等にご相談ください。
- ・新築や増築、老朽化に伴う住宅改修は支給の対象になりません。
- ・住民票に記載されていない住所の住宅改修は、支給の対象になりません。

	申請書	チェック
1	各項目に必要事項が全て記入されていますか。（※記入しないもの：個人番号、着工日、完成日、対象となる改修費用、申請日、請求日）	
2	入院中の場合、入院期間の記載がありますか。（退院予定日が未定の場合、申請不可）	
3	改修の内容・箇所及び規模が具体的に記入されていますか。（理由書・見積書の内容と相違がない）	
4	負担割合だけでなくその期間が記入されていますか。（負担割合が変更になることがあるため、必ず本人や家族などに確認してください）	
5	受領委任払いの場合、請求書欄に代表者印が押印されていますか。	
6	償還払い申請時、本人名義の口座以外に振り込む際には裏面の委任状に必要事項が記入されていますか。	

	理由書	チェック
1	各項目に必要事項が全て記入されていますか。	
2	利用者欄の氏名、生年月日などが申請書の内容と相違がありませんか。	
3	利用者の身体状況の欄に屋内外の移動方法が記入されていますか。	
4	福祉用具の利用状況について、チェックされていますか。（利用の場合のみ）	
5	付帯工事を行う場合、2ページ目④改修項目のその他にチェックとその内容が記入されていますか。（例 下地補強、給排水工事等）	

	見積書	チェック
1	本人氏名（フルネーム）、作成年月日、作成業者名が記入されていますか。	
2	単位が一式ではなく、改修箇所ごとに計上されていますか。	

3	材料費，施工費，諸経費等を分けて記入されていますか。	
4	使用部材の数量，規格，寸法が記入されていますか。	

	平面図	チェック
1	本人氏名（フルネーム）が記入されていますか。	
2	改修箇所が朱書きされていますか。	
3	手すり設置の場合，手すりの長さ，口径が記入されていますか。（見積書への記載でも可。）	
4	段差の解消工事を行う箇所については段差の高さが記入されていますか。	
5	階段または2階の改修を行う際には2階の平面図が添付されていますか。	
6	トイレ，浴室の改修を行う場合，便器，浴槽の位置が明記されていますか。	

	写真	チェック
1	改修箇所がすべて写っていますか。 （写真は何枚になっても構わないので改修箇所を全て写してください。）	
2	写真内に改修の予定位置が朱書きで示されていますか。	
3	写真内に撮影年月日が入っていますか。	
4	理由書に沿った説明（現在の使用状況，改修目的）が記入されていますか。	
5	段差の解消工事を行う箇所については段差が分かるよう，真上からだけでなく，横からの撮影した写真がありますか。	

	その他	チェック
1	（利用者と住宅の所有者が異なる場合）承諾書が提出されていますか。	
2	福祉住環境コーディネーター2級の資格職が理由書を作成した場合，資格証の写しが添付されていますか。	
3	介護保険支給対象となる工事に使用する部材や製品について，カタログの写しが添付されていますか。	

申請書等訂正方法

- 申請書等の修正については，修正テープ等は使用せず，二重線で見え消し（ただし，受領委任払請求書の欄のみ代表者印で訂正）

その他

- 見積書の内容と写真の順番がバラバラとなる場合，特に似たような写真だと区別がつきません。写真及び見積書（場合によっては平面図）にそれぞれ番号を付けるなど，特定できるようにお願いします。
- 事前申請の内容と異なる改修を行った場合**，介護保険では認められないことがあります。改修内容を変更する際には，改修してからではなく，**改修前に担当のケアマネジャーと相談の上**，高齢福祉課までご連絡ください。